

住所変更の手引き

(梨子ノ木地区字名地番変更事業)



目次

はじめに	1
1 今回お届けしたもの	2
2 住所変更の手続きについて	
① 住所変更の手続きが必要ないもの	3
② みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるもの	4～7
3 その他のお知らせ	8
4 不動産（土地・建物）登記申請書作成にあたっての留意事項	9～14

はじめに

梨子ノ木地区における字名地番変更事業により、令和3年8月7日（土）から皆様の住所や事業所の所在地等の表し方が変更されることとなります。

この手引きは、地番の変更後に必要となる主な手続きをまとめたものとなりますので、ご参考にしていただきながら、各種住所変更等の手続きにご協力をお願いいたします。

※手続き可能な日時は、各種届出先に確認してください。

※この手引きに記載のないものにつきましても、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. 今回お届けしたものの

件名	説明
住所変更の手引き (今、ご覧いただいているもの)	<ul style="list-style-type: none">・住所変更の実施に伴いみなさまに知っていただきたいことや、住所変更手続や登記申請の方法等を説明した冊子です。
住所変更通知	<ul style="list-style-type: none">・新しい住所を記載した通知です。 ※証明書としては使用できません。証明書は、下記の「字名地番変更証明書」をご利用ください。
本籍の変更について（お知らせ） ※変更のあった方のみ	<ul style="list-style-type: none">・新しい本籍を記載した通知です。 ※証明書としては使用できません。証明書は、下記の「字名地番変更証明書」をご利用ください。
字名地番変更証明書 (1世帯10枚)	<ul style="list-style-type: none">・変更日【令和3年8月7日（土）】以降は、住所等の変更証明書として、各種手続きに使用できます。・枚数が不足する場合は、令和3年8月10日（火）以降、役場総務課（南館2階）にて無料で発行します。
住所変更のお知らせ用はがき (1世帯50枚)	<ul style="list-style-type: none">・新しい住所を親戚や知人、取引先などにお知らせをするもので、日本郵便株式会社が発行する無料はがきです。同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出してください。・ご不明な点や、配布されたはがきの枚数が不足する場合は、下記へご相談ください。 <p>日本郵便株式会社 半田郵便局 住所：愛知県半田市東洋町1丁目5番地の2 TEL：0570-94-3355</p>
地番変更通知 (登記簿上の土地・家屋所有者のみ)	<ul style="list-style-type: none">・所有する土地について、新しい地番を記載した通知です。 ※証明書としては使用できません。土地についての地番変更証明書は同封しておりませんので、必要となる場合は、役場総務課にて無料で発行します。

2. 住所変更の手続きについて

①住所変更の手続きが必要ないもの

【武豊町役場が書換えをするもの】

件名	説明	担当課
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票	町が新しい住所に書き換えます。 ※印鑑登録証（オレンジ色のカード）は、引き続き同じものをお使いいただけます。	住民窓口課
戸籍簿（区域内に本籍がある人）	町が新しい本籍に書き換えます。	
国民健康保険証	新しい住所に書き換えたものを郵送します。 新しい保険証等が届くまでは、現在お持ちの保険証等をお使いください。	保険医療課
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
国民健康保険限度額適用認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
後期高齢者医療被保険者証		
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
後期高齢者医療限度額適用認定証		
後期高齢者医療特定疾病療養受療証		
障害者医療費受給者証		
子ども医療費受給者証		
母子・父子家庭医療費受給者証		
精神障害者医療費受給者証		
後期高齢者福祉医療費受給者証		
介護保険被保険者証		福祉課
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証		
水道料金・下水道使用料関係	町が新しい住所に書き換えます。	上下水道課
図書カード（武豊町立図書館）	引き続き同じカードをお使いください。手続きは不要です。	生涯学習課
トレーニング室使用者登録証（武豊町立総合体育館）		スポーツ課

【各事業所等で書換えをするもの】

事業所名	対応
郵便局【日本郵便(株)】	町から住所地番の変更一覧表を送付し、各事業者において住所変更をしていただきます。 ※事前に登録や契約がない方は、反映されません。 ※個人の氏名や世帯構成などをお知らせすることはありません。
NHK	

②みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、皆様に住所変更の手続きをしていただく必要があります。手続きができるのは令和3年8月7日（土）以降となりますが、不動産登記に関する手続きについては、今回の区画整理事業に伴う表題部の変更登記完了（10月末頃の予定）後の令和3年11月から申請できる予定です。

手続きには、字名や地番の変更を証明するものが必要となる場合があります。配布した「字名地番変更証明書」が不足する場合は、役場総務課（南館2階）にて無料で発行します。

【役場以外の官公庁での手続き】

◎不動産登記について

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届出先 (どこへ)	提出書類等 (なにをもって)	手続きの期限 (いつまでに)
不動産（土地・建物）の所有者の住所変更 (土地・建物の所在表示欄は、職権で変更されます)	区域内に住んでいる方で土地・建物を所有している方	土地・建物等の所在地を管轄する法務局	【P.9～P.14を参照してください。】 ☆登記申請書 ☆字名地番変更証明書	期限はありませんので、必要なときに申請していただければ結構です
抵当権者などの表示変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記している方			
会社などの法人の本店（主たる事務所）支店（従たる事務所）及び代表者等の住所変更登記	換地処分等をされた結果、それらに変更が生じた法人の代表者	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び支店（従たる事務所）の所在地を管轄する法務局	☆登記申請書 ☆字名地番変更証明書	※法人の住所変更の場合は、名古屋法務局本局にお問い合わせください 本店2週間以内 支店3週間以内

◎自動車運転免許証について

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届出先 (どこへ)	提出書類等 (なにをもって)	手続きの期限 (いつまでに)
自動車運転免許証 (住所・本籍の変更)	自動車免許証をお持ちの方	県内の警察署（中部空港警察署を除く）もしくは愛知県運転免許試験場	☆自動車運転免許証 ☆字名地番変更証明書	すみやかに変更手続きを行ってください

【各事業所での手続き】

◎電気・ガス・電話等について ※水道は武豊町役場が変更(手引き P3 参照)

事業所名	対 応
<p>電気</p> <p>中部電力ミライズ（株）</p>	<p>左記の業者と電気を契約している方は、お電話にて住所変更が可能です。<u>なお、電気のための契約の方に限ります。</u> 電気・ガスセットでご契約している方は、下に記載の【ガス】中部電力ミライズ（株）へお電話してください。</p> <p>TEL 0120-921-693（契約変更センター） ※お客様番号をご確認の上お電話してください。 お客様番号は、検針票や振込用紙にてご確認ください。</p>
<p>ガス</p> <p>電気・ガスセット</p> <p>中部電力ミライズ（株）</p>	<p>左記の業者と「ガス」又は「電気・ガスセット」を契約している方は、お電話にて住所変更が可能です。</p> <p>TEL 0120-907-667（契約変更センター） ※お客様番号をご確認の上お電話してください。 お客様番号は、検針票や振込用紙にてご確認ください。</p>
<p>ガス</p> <p>東邦ガス（株）</p>	<p>左記の業者とガスを契約している方は、お電話にて住所変更が可能です。</p> <p>TEL 0569-21-1526（東海営業所） ※お客様番号をご確認の上お電話してください。 お客様番号は、検針票にてご確認ください。</p>
<p>電話</p> <p>インターネット 等</p> <p>知多半島ケーブルネットワーク（株）</p>	<p>左記の業者と契約している方は、お電話にて住所変更の手続きのご案内を受けてください。 ※電話では、住所変更は完了しません。</p> <p>TEL 0120-344-868（カスタマーサービス）</p>

※上記以外にも、個別でご契約されているものについては、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

一部の事業所のための記載となっておりますことをご了承いただきたく存じます。

【武豊町役場での手続き】

住民登録関係

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届出先 (どこへ)	提出書類等 (なにをもって)	手続きの期限 (いつまでに)
<p>個人番号(マイナンバー)カードの住所変更</p> <p>※署名用電子証明書が発行されている場合、記載事項に変更が生じるため、署名用電子証明書は自動的に失効します。引き続き署名用電子証明書が必要な場合は、新しい電子証明書の発行を申請してください。</p>	個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	役場 住民窓口課	<p>☆個人番号(マイナンバー)カード</p> <p>※本人又は、同世帯員が届出可(やむを得ない理由で代理人となる場合は、事前にご相談ください。)</p> <p>※カード交付の際に設定した「住民基本台帳用」の4ケタの暗証番号が必要です。</p> <p>※署名用電子証明書を再発行する場合、カード交付の際に設定した6～16ケタの「署名用電子証明書」の暗証番号が必要です。</p>	お早めに変更の手続きをしてください
<p>在留カード、特別永住者証明書等の住所変更</p>	在留カード、特別永住者証明書等をお持ちの方		<p>☆在留カード</p> <p>☆特別永住者証明書</p> <p>☆外国人登録証明書 等</p>	お早めに変更の手続きをしてください
<p>住民基本台帳カード(顔写真付)の住所変更</p> <p>※署名用電子証明書の利用を希望する場合は、個人番号(マイナンバー)カードに切り替えが必要です。</p>	住民基本台帳カードをお持ちの方		<p>☆住民基本台帳カード</p> <p>※本人又は、同世帯員が届出可(やむを得ない理由で代理人となる場合は、事前にご相談ください。)</p> <p>※カード交付の際に設定した4ケタの暗証番号が必要です。</p>	お早めに変更の手続きをしてください

医療・福祉等関係

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届出先 (どこへ)	提出書類等 (なにをもって)	手続きの期限 (いつまでに)
国民年金 厚生年金 共済年金等公的年金	年金受給者で、マイナンバーが登録されていない方及び郵送物送付先を住民票の住所と異なる所に指定されている方	日本年金機構 半田年金事務所 または 役場保険医療課 ※国民年金加入中の方のみ	☆基礎年金番号が分かるもの（年金手帳・年金証書等） ☆身分証明書（顔写真付きのものは1点、ないものは2点） ※国民年金の「住所変更届」は保険医療課にあります。	来庁の際に変更手続きをしてください
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	役場福祉課	☆手帳	すみやかに変更手続きをしてください
障害福祉サービス受給者証 地域生活支援事業受給者証 通所受給者証	受給者証をお持ちの方		☆受給者証	すみやかに変更手続きをしてください
児童扶養手当 愛知県遺児手当	児童扶養手当受給者 愛知県遺児手当受給者		役場 子育て支援課	☆児童扶養手当証書 ※お持ちの方のみ なし

※上記以外にも、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをさせていただきますようお願いいたします。

3. その他のお知らせ

① 町内小中学校の通学区域について

今回の変更によって、通学区域が変わることはありません。

② 学校への届出について

【町内の小中学校に通学している児童生徒の場合】

⇒役場学校教育課から該当校に通知するため、届出は不要です。

【県立・国立・私立学校（中等教育学校、特別支援学校、高等学校、専門学校、大学校等）に通学している児童生徒の場合】

⇒各校へ届出をしていただく必要があります。

③ 保育園等への届出について

【町内の町立保育園、このみ保育園、北中根こども園に通園しているお子さんの場合】

⇒役場子育て支援課から該当園に通知するため、届出は不要です。

【町外の保育園などに通園しているお子さんの場合】

⇒各園へ届出をしていただく必要があります。

④ 児童クラブへの届出について

【町内の児童クラブに入会しているお子さんの場合】

⇒役場子育て支援課から該当クラブに通知するため、届出は不要です。

⑤ ごみの収集について

ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

⑥ 投票区について

選挙の際の投票所が変わることはありません。

⑦ 郵便番号について

郵便番号の変更はありません。

引き続き「470-2309」が郵便番号となります。